

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 令 和 元 年 度 第 9 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

令和2年1月10日（金曜日） 午後1時30分から午後5時15分まで

### 2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長，伊藤会長代理，板谷委員，奥委員，星野委員，新関委員，湯川委員

#### 【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，林歴史的建築物保存活用係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，林係員，白尾係員，吉田係員

#### 【参考人】

佐藤係員（消防局予防部）

#### 【傍聴人】

5名

### 4 議事概要

- (1) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議
- (2) 議事録の承認等について
  - ア 令和元年度第8回会議の議事録の承認
  - イ 同意案件に関する報告
  - ウ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する審議
  - 平野神社拝殿の再現工事に係る法適用除外の認定について
- (4) 事前相談
  - ア 祇園甲部歌舞練場に係る保存活用計画について  
(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例)
  - イ 京都教育大学附属京都小中学校（中高等部本館）増築計画に係る高さの許可
- (5) 包括同意案件に関する報告
  - 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区2件，山科区1件）
- (6) 同意案件に関する審議
  - 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）
- (7) 全国建築審査会長会議について

## 5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（2）から（5）まで
- ・非公開：上記の議題（1）、（6）及び（7）

## 6 審議内容

### (1) 令和元年度第1号審査請求事件に関する審議

令和元年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、一部却下、一部棄却する旨の裁決をした。

### (2) 議事録の承認等について

[ア 令和元年度第8回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

#### (7) 議案の概要

前々回の建築審査会で同意した、JR西大路駅北側アクセス通路の整備に係る道路内建築物許可（議案番号7）について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

(4) 報告の結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

今回の会議は、令和2年2月20日（木）午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。

### (3) 同意案件に関する審議

[平野神社拝殿の再現工事に係る法適用除外の認定について]

#### ア 議案の概要

平野神社拝殿の再現工事に係る法適用除外の認定について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：今回再現する拝殿については、部材が随分交換されるようだが、既存の折れた部材等は別途保存するのか。

処分庁：再利用できる部材については、できる限り活用する計画になっているが、その他の部材については確認できていない。内部の意匠も含めて大分破損していると聞いており、価値の高いものをどのように保存するのかについて、再度確認を行う。

会長：今の質問は、意匠の話ではなく、折れた柱等を、構造材料として今後の教訓を得るための資料になるよう保存する計画があるのか、という質問ではないか。

処分庁：文化財の場合、一旦取り外す建具等についても、価値の高いものについては、別途保存することがよくあるので、それに倣って、その観点で今回はどのように対応するのか確認する。

会長：それでは、本件については、同意とする。

(4) 事前相談

[ア 祇園甲部歌舞練場に係る保存活用計画について]

(7) 事前相談の概要

祇園甲部歌舞練場に係る保存活用計画について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

(i) 質疑等

委員：事務室の近くに喫煙室が計画されており、健康増進法への対応もしているとのことだが、本館は全館禁煙ではないのか。別館はどうなっているのか。消防法との関係もあると思うので教えてほしい。

処分庁：増築部分の喫煙室を除き、敷地内には、都をどりの開催時のみ、屋外に観客用の喫煙スペースを2箇所設置するが、それ以外の時は設置しないことになっている。

委員：事務室の喫煙室はどうしても必要なのか。喫煙室を設けた方が、変なところで隠れて吸わないため安全である、という意図か。

処分庁：3条条例の案件ではよく議論されることだが、建物内を完全禁煙にする場合と、あえて喫煙室を設けることで安全を確保する場合があります、今回は後者を選択している。

会長：屋外の喫煙スペースについては、都をどりの開催時に灰皿が設置されるだけで、庭園内はたばこを持って歩きまわることができるのか。

処分庁：その場所のみ喫煙が可能ということである。

委員：たばこを持って歩きまわることについて、庭園自体が広いので問題ないのかもしれないが、受動喫煙や敷地全体の環境としてどのようなお考えをお持ちなのか、また教えて欲しい。

処分庁：確認する。

会長代理：初期消火対応として、「ドレンチャーによる水膜形成」との記載があるが、これはどのようなものか。

処分庁：スプリンクラーと同様に、水を噴射する設備であり、密度の高い水膜を形成し、舞台から発生した火災が他の場所へ伝達しないように防ぐ役割がある。

処分庁：火災が発生する可能性が高い場所として舞台を想定しており、ドレンチャーを設置することで区画し、縁を切っている。

処分庁：ドレンチャーは、文化財の消火設備としてよく使われるものであり、線状に水のカーテンを形成するものであり、今回、舞台周りに設置することになっている。イメージを掴みやすいよう、次回、資料を提示する。

委員：祇園甲部歌舞練場は素晴らしい建物であり、このような形で継承されていくことは大賛成である。建物用途について質問がある。ギオンコーナーは学校の施設としても利用するとの説明があったが、建築基準法上の用途は劇場でなく学校になるのか。これまでは、劇場として観光客向けの公演を行ったり、今後は一般への貸し出しも行ったりするようだが、資料の色分けとしては、学校の用途と見て取れる。

処分庁：資料上、用途別ではなく既存部分と増築部分で色分けをしているため、分かりづらいところがあったと思うが、ギオンコーナーの主たる用途は従前と同じく劇場となる。一時的に学校の施設として利用されることも計画されている。

委員：学校とギオンコーナーは、新たに鉄筋コンクリート造で増築されるが、本館と学校の異種用途区画等は形成されるということか。

処分庁：防火区画を形成する計画となっている、ただし、本館の北側廊下については増築部分ではあるが、区画が形成できないため、廊下の外側で区画する計画になっている。また、ギオンコーナーとその他の部分についても防火区画されている。

委員：既存の歌舞練場をそのまま活用するというので、多くの不適合部分をソフトでカバーしている印象である。耐震改修についても、本館部分は基礎から鉄骨造のフレームまで独立して作り、木造は周囲にふんわり乗っかっているイメージでよいか。

処分庁：新たに設置する鉄骨フレームは地震力のみを負担させる計画になっており、長期荷重は既存の木造軸組みで負担する。

委員：既存建物の基礎についても、かなり補強していく必要があるのか。

処分庁：既存建物については詳細に調査を行っているので、劣化部分については補強していく計画である。

委員：この場所は、年配の方や外国人が多く見受けられるので、その観点から質問させていただく。車椅子用の客席は、端っこに少しだけ設ける計画のようだが、真ん中のもっと見やすい場所に設けることはできないか。また、席数は何か決まりがあつてこの数になっているのか。

処分庁：車椅子用の客席数については、3条条例の中で、バリアフリー条例と同等の基準を求めており、その基準で定められた数になっている。

処分庁：位置については、利用頻度や避難のこともあるので、総合的に判断して再度説明させていただく。

委員：利用計画図の中で、都をどりの開催時、観客の出入の動線を一方通行に設定しているが、いざ何か起こった時に、避難時には自分が辿ってきた道のみを戻る心理が働く可能性が高いため、地方や外国からの観光客が多いことを考えると、現在設定されている避難動線はかなり複雑に思う。非常時に観客を自主的に避難させる工夫が必要だと思うので、誘導サイン等の様々な工夫を詳しく示して欲しい。また、火災への安全性の確保の点について、初期消火についてはスプリンクラーの作動に時間がかかるので、消火器及び消火バケツを設置するとの説明だった。昼間はそれでも対応できるかもしれないが、首里城のように夜間に火災が起こった場合には有効ではない。初期消火がうまくいかないと全て消失してしまう可能性がある。何か対策は考えているか。加えて、先程から、舞台からの出火の可能性が高いとの前提で色々と計画されているが、舞台からの出火が多い理由を教えて欲しい。

処分庁：演出の中で、舞台上でロウソク等の火気を使用することが多いため、最も出火の可能性が高いと考えている。また、舞台以外の場所は禁煙にしている。

処分庁：実際の火災リスクは低い計画であると考えているが、過去の劇場の火災事例を見ても、舞台上の演出からの出火が多く、今回はそれに対してソフト的な対策を行っている。

委員：法隆寺や首里城の火災は、夜間に発生し、電気設備からの出火が原因であった。電気設備や夜間への目配り、配慮についてまた教えて欲しい。

処分庁：これまでは夜間常駐していた経緯があるが、現在は機械警備への移行を検討され

ている。スプリンクラーが作動するまでのごく初期での消火対応について、消防との協議にも関係する内容であるため、整理して再度説明させていただく。なお、電気設備については、既存の電気配線の改修のほか、漏電、感震ブレーカーの設置を行う計画である。

委員：南門については今回整備する計画はないか。この辺りは、花見小路はもちろん建仁寺への観光客やJRAのウィンズの客でたくさんの方がいる場所であり、南門からは色々な人が入って来られることから警備上も不安があるし、門自体が古くて、倒れないか不安に感じる。

処分庁：現状では何も手を入れないとは聞いているが、コンクリートブロック塀は今回の計画に合わせて改修する予定と聞いており、南門についても合わせて確認する。

委員：火災に対する安全性の点で、西隣の弥栄会館は今後ホテルとして活用される予定とのことだが、本館と弥栄会館の延焼を考えると、既存壁をそのまま利用するのは問題ないのか。

処分庁：弥栄会館については、活用にあたっては、建築基準法に適合するように改修されるため、問題ないと考える。今回の保存建築物については、耐火構造にはできないが、防火構造には改修することにしており、安全と保存のバランスを見ながら、総合的に計画していく。

会長：耐震改修について、基本的な考え方は理解できるが、既存の建物自体の構造の合理性を含めて考えると、なかなか複雑であり、細かいところがよく分からない。もう少し、構造的な安全性を考えた経緯等を可能な範囲で説明して欲しい。また、3条条例の案件の時にはいつも言っているが、これまで古い建物を長い間維持管理してきた背景には、必ずそれを支えてきた減災文化というか様々な取り組みの歴史があるはずであり、なぜこれまで持ちこたえてきたのかといった知恵をできるだけ発掘し、発展させて、保存活用計画に活かして欲しい。現状の保存活用計画は淡々としており、新築時の考え方と同じような発想で、文化的なものを継承していくという観点から考えると弱いように思う。3条条例を適用する趣旨を可能な限り整理していただいて、保存活用計画の中に盛り込み、減災文化を継承して欲しい。本日様々な御意見をいただいたので、既に議論、検討されていることとは思うが、できるだけ分かりやすく表現していただきたい。

[イ 京都教育大学附属京都小中学校（中高等部本館）増築計画に係る高さの許可]

(7) 事前相談の概要

京都教育大学附属京都小中学校（中高等部本館）増築計画に係る高さの許可について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

(i) 質疑等

委員：既存建築物の最も高い部分の14.5mは、本館の玄関の上の辺りか。

処分庁：本館及び特別教室北棟の屋上には、太陽光パネルや室外機が設置されており、今回、景観に配慮するために目隠しルーバーを設置することになった。屋上設備や階段室といった塔屋等について、その水平投影面積が建築面積の8分の1を超えると、建築基準法上、その部分の高さが建築物の高さに参入されることとなり、今回設置

する目隠しルーバーの最上部の14.5mが、建築物の高さとなっている。この屋上突出物を除いた建物本体の高さは、周辺の建物と同等の11.8mである。

処分庁：これまで目隠しルーバーは設置されていなかったが、今回、高さの許可を行うことに合わせて、景観への配慮も必要であろうということで、ルーバーを設置することになり、それも含めて高さの許可を受けるものである。

委員：本館と特別教室北棟とは2階と3階でつながるのか。

処分庁：今回増築する部分と特別教室北棟については、本館の方に高さを合わせることから、スロープで接続する計画になっている。

会長：内容的に問題があるという意見は出なかった。今回の質疑の内容を含め、本審議に向けて分かりやすく整理すること。

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区2件，山科区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会長代理：写真を見ると、道路の真ん中に側溝があるが、これの所有関係はどうなっているか。

処分庁：公図を見ると、それぞれの筆の境界があり、周囲の土地所有者で共有している状態である。

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件）]

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

イ 審議の結果：同意

(7) 全国建築審査会会長会議について

第66回全国建築審査会会長会議について、事務局から資料の提示及び報告を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄